

第百九十六号議案

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年十一月三十日

提出者 東京都知事 小 池 百合子

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項の表を次のように改める。

職員の区分	割 合	
	六月に支給する場合	十二月に支給する場合
一 前項に掲げる職員のうち二に掲げる職員以外のもの	百分の百三十	百分の百二十
二 教育職給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が五級以上である職員又は事務職員給料表若しくは技術職員給料表(一)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が四級である職員（以下「教育五級等職員」と総称する。）	百分の百十	百分の百

第二十四条第三項を次のように改める。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項の表一の項割合の欄の上欄中「百分の百三十」とあるのは「百

分の七十二・五」と、同項割合の欄の下欄中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」と、同表二の項割合の欄の上欄中「百分の百十」とあるのは「百分の六十二・五」と、同項割合の欄の下欄中「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」とする。

第二条 学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項の表中

百分の百十	百分の百三十
百分の百	百分の百二十

を

百分の百五	百分の百二十五
百分の百五	百分の百二十五

に改

め、同条第三項中「割合の欄の上欄中「百分の百三十」とあるのは「百分の七十二・五」と、同項割合の欄の下欄中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」を「中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」に、「割合の欄の上欄中「百分の百十」とあるのは「百分の六十二・五」と、同項割合の欄の下欄中「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」を「中「百分の百五」とあるのは「百分の六十」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

(提案理由)

東京都人事委員会勧告等に伴い、学校職員の給与を改定する必要がある。